

あんじゅ

特集 大阪府北部地震からの教訓

volume

76

2018年秋号



住むまち大阪Style
災害の歴史に学ぶ、伝え続ける大津波の記憶

暮らしの豆知識
4回連載「住まいと掃除」を考える
第2回 被災時の室内の掃除

大阪くらしの今昔館news
大阪くらしの今昔館における地震対策

大阪くらしの今昔館
再発見! 3代目大阪市庁舎の建築遺産

大阪市住まいのガイド
借りる・買う・建てる・建て替える
各種住宅施策のご案内

人と住まいを結ぶ情報発信基地

大阪市立 住まい情報センター

〈今月の表紙〉
災害への備え

あらゆる災害は突然やってきます。地震などの自然災害に対して日ごろからどのような備えが必要なのか、災害に対するご家庭での対策を点検し直してみましょう。

“あんじゅ”は、「安心して快適な住生活をいとなむ」ための情報誌です。また、フランス語でAnge は「天使」という意味。よりよい暮らしを運んでくれる幸せの象徴をイメージしています。



ブロック塀の倒壊を防ぐための対策を

2018年6月18日午前7時58分に発生した大阪府北部地震は、震源の深さ13kmの直下型地震で、規模はマグニチュード6.1、最大震度6弱でした。この地震によるブロック塀等の倒壊で2人が亡くなり、改めて危険なブロック塀等への対策の必要性が認識されています。

今から40年前、1978年6月に発生した宮城県沖地震(マグニチュード7.4、最大震度5)では、全死者28人のうち、ブロック塀や門柱などの倒壊により18人が犠牲となりました。これを教訓に、1981年の建築基準法の改正に合わせて、ブロック塀の高さの限度が見直されるなど、耐震基準が強化されました。

しかし、危険なブロック塀は全国に多数残っており、所有者による対策が必要です。

自宅や職場にブロック塀があれば、まずしっかり点検しましょう。塀の高さが2.2m以下か、塀が2m以上の場合には塀の厚さは15cm以上か、鉄筋が入っているか、傾きやひび割れはないか、基礎はあるか、人の力で押してみてもぐらつかないかなど点検します。「建築基準法に不適合であれば安全対策が必要なので、専門家に相談を」と大阪市立大学の宮野道雄特任教授は話します。

大阪市では道路等に面する民間所有のブロック塀等の撤去に対する補助制度を創設し、2018・2019年度に限り補助率と補助限度額を引き上げ、早期撤去を進めています。



被害が多かったのは屋根と壁 放置しないで点検や補修を

住まい情報センターには、今回の

地震に関連して、住宅の瓦屋根のずれ・落下や壁のひび割れ、家具転倒についての相談が多く寄せられました。建築年代と倒壊の危険性は相関し、老朽化した建物は倒壊の危険性が高くなるとされていますが、軽度の損傷だからと放置してはいけません。屋根瓦のずれ・破損や壁のひび割れをそのまま放置すると、隙間から雨水が入り込み、木部の腐食や、シロアリの発生につながります。これらが同時に進めば家の耐久力は低下し、また次に大地震が起きた時には、倒壊の危険性が高まります。被害を最小限にとどめるために、まずは家具等の転倒防止ができていないか自己点検をすることや、専門家に点検や耐震診断を依頼し、必要な補修や耐震改修を行うなどの対応が大事です。



鉄道網、道路網が混乱 二次被害への柔軟な対応を

震災の発生直後から広い範囲で鉄道が運行を停止しました。当日の午後から順次再開しましたが、復旧に時間がかかる路線もありました。強い地震が観測されると、走行中の列車は緊急停止し、乗客の安全確認や最寄り駅までの誘導が行われます。一方、高速道路も地震直後から午後1時過ぎまで使えませんでした。一般道は渋滞に陥り、点検要員や支援車両の到着が遅れるケースが発生しました。鉄道網や道路網は、都市において重要な交通インフラですが、点検や復旧に時間がかかることを考えると、災害発生時には混乱を招く要因となり得ます。

「大きな地震が発生したら、鉄道・道路網は安全を確認するまで再開されないことを考え、出社する必要がない人は自宅で待機するか、自動車では出かけないなど、行動を見直した

方がいい」と宮野特任教授は指摘します。

今回の地震では、行き場がなく駅周辺に滞留する人に休憩所を提供したホテルや寺院がありました。通勤・通学をはじめとする市内への訪問者や移動中の人々が、一時的に避難できる場所の準備など、環境整備も課題として残りました。

特集



大 北部 からの 教

6月に発生した大阪府北部を震源インの被害など直接的な被害に加駅周辺における滞留者の発生なした。この震災に学ぶことで、めていきましょう。

取材協力:大阪市立大学 (学長補佐、



ライフラインの復旧まで 時間がかかるのを見越す

震源地の近くでは、電気・ガス・水道などに被害が発生しました。いったんライフラインの供給が停止すると、元の生活に戻るまでに数日間はかかります。今回の地震では、水道は使えても濁って飲用に使えない地域

もありました。震災直後には、すべての被災者への「公助」は間に合いません。これまで水や食料の備えは3日分とされてきましたが、東日本大震災以降、1週間分のストックが推奨されるようになりました。被害の大きさや人口の集中度によっては、支援が届くまで時間がかかるケースが想定されるからです。

また、生活用水用に風呂に水をはっておくなどの準備も推奨されています。

CHECK 家族などへの安否確認は SNSが災害伝言ダイヤルで

震災発生時には緊急電話を優先するため、通話に制限がかかり、固定電話や携帯電話はつながりにくい状態になります。今回の地震では、SNSやメール等を活用して安否確認をされた人も多かったと思います。SNSなどのパケット通信は、通話とは仕組みが異なるため通信に制限がかかりにくく、災害時の安否確認に有効です。

また、SNSやメール等を使わない人の安否確認には、NTTの災害伝言ダイヤル(171)等が便利です。万一の際には171等に安否情報を登録することを、家族や知人などに伝えておくといよいでしょう。

CHECK 日頃から地域単位で 防災・減災対策を

いざという時に適切な行動がとれるよう、自分の暮らすまちのどこに危険があるか、災害時にはどう避難するか、図上で訓練したり防災訓練に参加したりして備えます。

安全・安心な地域にするには、人

とつながることが大切です。コミュニティを築くことで「地域力」を育てておきましょう。わが家の安全を確認したら、次は隣人に声をかける、地域の高齢者など避難に配慮が必要な人を助けるなど、日常の人付き合いを非日常時には「共助」の輪として広げていきます。

住民だけでなく通勤・通学者や旅行者も被災します。土地勘がない場合や、外国人など言葉がわからない場合は不安が大きくなります。避難場所や避難所にはこうした人も受け入れる理解と準備が必要となります。

「阪神・淡路大震災の時に、被災者が必要とした援助は、時系列で変化しました。震災当日には『今後の行動や身の安全・安否情報』、震災後1週間までは『物資的な要求』、避難所生活期には『今後の生活を意識、住居の確保』、応急仮設住宅期には『仮設後の生活や行政支援』、災害復興住宅期には『震災で失った財産・収入等を補う行政支援』と移り変わっていきます」と宮野特任教授は話します。

過去や直近の震災からの教訓に学び備えることで、震災時にも冷静に考え、落ち着いて行動できます。この先の自然災害への有効な防災・減災対策へとつながります。

阪府地震 訓練



とする地震では、人や住宅、ライフライン、交通機関の停止や道路の渋滞、都市機能への影響が目立ちまこれからの災害への備えを進

宮野 道雄 特任教授
工学博士)

災害に備える便利なツール



市民防災マニュアル

大阪市危機管理室発行。日頃からの災害に対する心がまえと備えを網羅したマニュアル。家庭で保存し、ときどき家族で防災会議を。

▶<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/>



大阪市防災アプリ

大阪市は2016年3月から、災害時における的確で迅速な避難を支援し、避難に関する防災知識の普及を図るため、「大阪市防災アプリ」を提供。浸水想定図や避難場所、避難ビルなどの情報、災害状況や避難時の注意点、避難するか否かの判断に役立つ情報が入っているので、ぜひダウンロードを。

▶<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000345020.html>



水害ハザードマップ

淀川、大和川、神崎川、寝屋川など大きな川と海に囲まれ、平坦な低地が広がる大阪市は水害に弱く、河川氾濫や内水氾濫、津波浸水が起こると想定されている。区域別に水害の予想区域や浸水深を示した「水害ハザードマップ」が用意されているので、区役所などで入手のうえ、家庭で保存を。

*住まい情報センターでは「大阪市24区防災・ハザードマップコーナー」で配布しています。

災害の歴史に学ぶ、 伝え続ける大津波の記憶

大阪府北部地震が起き、西日本豪雨災害もあった今年。自然の脅威に直面して改めて日頃の備えの大切さを実感した人も多いでしょう。忘れた頃にやってくるのが災害ですが、江戸時代から市内に残る碑が忘れてはならない多くのことを伝えています。

浪速区幸町の「大地震両川口津浪記」石碑は地元の人によって、いつもきれいにされて花が供えられている

石碑が語る 幕末の津波災害の惨状

いつ起こるかわからないと言われている南海トラフ地震。今から160年ほど昔の江戸時代、南海トラフの地震は起きました。大阪のまちに甚大な被害をおよぼし、人々は大きな津波に襲われました。それを今に伝えるのが、浪速区幸町の木津川にかかる大正橋東詰にある「大地震両川口津浪記」石碑(大阪市指定有形文化財)です。

津波のあった翌年の安政2年(1855年)7月、犠牲者への供養碑としてまちの人々が建立(当初は橋はなく渡し場に建てられた)。高さ約2mの石に刻まれた碑文に、嘉永7年(安政元年、1854年)に起きた三つの大地震と、津波が大阪に大きな被害をもたらしたことが記されています。

嘉永7年、6月14日に大きな地震(伊賀上野地震)があり、大阪の人々は驚き不安な日々をすごした。さらに同年11月4日(安政東海地震)、5日(安政南海地震)にたて続けに大地震が起きて、家々は崩れ落ち火災も発生。水の上なら安心と川の舟に乗って避難した人もいたが、やが

て轟音と共に津波が押し寄せ、安治川と木津川の河口まで山のような大波が立って泥水が流れ込み、また、両川とも逆流して10以上の橋が崩れ落ち、人々は逃げ惑い川に落ちた人もあった。また道頓堀川や木津川では壊れた船の山ができ、川岸に作った小屋も壊されて多数の人が犠牲となった…とあります。



当時の瓦版に報じられた「大阪川口大つなみ混雑記」(嘉永7年)=大阪府立中之島図書館蔵

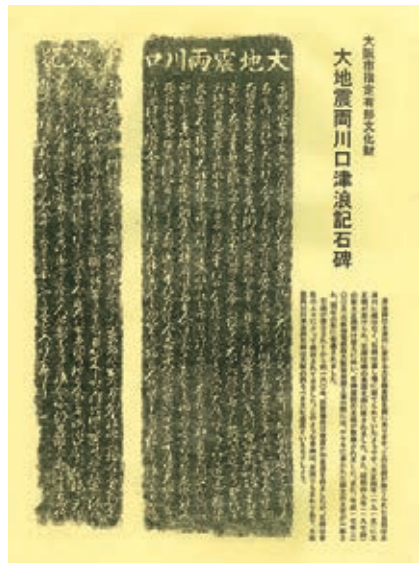
そして、宝永4年(1707年)の大地震の折も津波で同じように水死者が多かったが、それを伝え聞く人がほとんどなかったのも同じように多くの犠牲者が出た。地震が発生すれば津波が起こることを心得ておき、船での避難は絶対してはいけない、火の用心が肝心、津波は沖から波がくるだけでなく、海辺近くの海底からも吹き上がるので海辺や大きな川沿いに住む人は用心すること、津波の勢いは高潮とは違うことを明記。最

後に犠牲者の冥福を祈り、後世に伝えるために時々、碑文に墨を入れてほしいと、書き残しています。

この碑文からは当時のまちの惨状と共に、災害の戒めを語り継いでほしいという強い意思が伝わってきます。

昔から大阪の地を何度も 襲った地震津波

石碑横には誰でも読めるように碑文を現代語に直した解説板があります。「この解説は実にわかりやすく長くできていますが、実際に石碑の字をつぶさに見ていくと、先人の強い思いが伝わってきます」と言うのは、



石碑のそばには、碑文の拓本が印刷された配布用プリントが置かれている。

大阪の地震・津波について長年研究をする長尾武さん。この碑文を写すことから研究を始めた長尾さんは



長尾武さん

数々の研究論文を発表、多角的に検証した成果を著書「水都大阪を襲った津波～石碑は次の南海地震津波を警告している」にまとめています。

碑の「両川口」とは木津川口と安治川口を指し、「津波は地震から約2時間後に襲ってきた」と語る長尾さん。この被害記録は史料によって差異があり、大坂三郷人別に記されている人の溺死は270余名とありますが、「三郷以外の人や水上生活者、他国から入ってきた人や船頭を入れるともっと多かったでしょう」と言います。また「多くの破船と落橋があったのも、水都大阪であるがゆえの災害です」。

南海地震による津波は紀伊水道から北上して大阪湾に達します。史料に残る南海地震・津波の記録としては飛鳥時代の「白鳳大地震」(684年)が最も古く、大阪に津波被害を与えた南海地震としては平安時代に「仁和地震」(887年)、南北朝時代に「正平南海地震」(1361年)が起こっています。そして、歴史上最大の地震と津波と言われている「宝永地震」(1707年)が起こり、大阪の町家の多くが崩れ大津波に襲われました。「大地震両川口津浪記」石碑には先の教訓が忘れられた無念さがにじみ、津波災害の歴史は繰り返されたわけです。

地元の人が受け継ぐ 風化させぬ祈り

南海トラフ地震は昭和にも発生し、19年(1944年)に東南海地震が、21

年(1946年)には昭和南海地震が起こりました。ですが、戦中戦後の混乱期に加え、大阪では被害が大きくなかったこともあり「だから、大阪の地震津波はたいしたことはないと思われています。けれども、現代に大きな地震と津波がくれば、予想を超える大都市災害が起こり得ます」。

「昔のまちや人は立ち直りが早かった。それは電気やガス、水道に依存せず、被害を受けても、それほどダメージを受けない生き方や暮らし方をしていたからです。きれいな自然環境、簡素な生活、そして人々の助け合いが復興を早めたと考えています」と長尾さんは言います。

江戸時代の人々はまちを復興させながら慰霊と無念の思いをこめて石碑を建てました。奇跡的に戦災を免れた石碑の前に立つと、その心が蘇ります。「碑文で先人は貴重な教訓を語りかけています。ただ、現代の私たちは昔とは違った環境の中で暮らしています。碑文には津波に襲われた時、高台に逃げよとは書いていない。昔の大阪の市街地の地盤が高く、家が津波で流されるようなことは無かったからです。しかし、大阪では近代以後、地盤沈下が進行し海拔0m地帯と言われる地域も広がっています。大地震が起こって津波警報が出されたら迅速に高所へ逃げる必要があります。私たちは先人から学ぶとともに、暮らしを見直し将来襲ってくる災害に対して生き抜く力を高める必要があります」と長尾さん。地元の人たちは石碑を「お地蔵さん」と呼び、記念碑保存運営委員会も組織し



石碑の東面と南面に「大地震両川口津浪記」の碑文が刻まれ、幾度も墨入れされた文字が鮮やかに目に入る

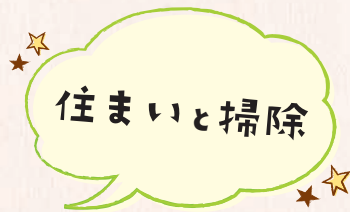
て、毎年地蔵盆のおまつりを欠かさず守り続けています。160年もの間、受け継がれてきたのは大阪の津波災害を忘れない、風化させないという切実な祈り。私たちが忘れがちな地震津波の脅威と備えの大切さを教えてくれています。



四天王寺の無縁墓の最上段にある供養石碑「安政地震津波碑」(中央石柱)。「海鳴、潮の干満乱れし時は、早く津波の兆しと知りて、難を逃れたまふべし」と刻まれ、これも町人一同によって安政2年秋に建立された。現在、大阪市顕彰史跡

4回連載

「住まいと掃除」を考える



第2回 被災時の室内の掃除



最大震度6弱を観測した6月の大阪府北部地震では、4万棟を超える住宅被害が出ました。特に被害が大きかった地域では屋根や外壁など建物の被害だけでなく、住宅内でも家具が倒れたり、ガラスや陶器が飛散したりしました。被災後に住宅内をどう安全に適切に掃除するか考えます。

日頃からの安全点検とモノ減らしが減災に

大きな地震が家を襲うと、室内は足の踏み場もないほどの状況になります。大事な家財を失い、片付け作業に疲れ、修理や買換えのために費用がかかるなどダメージは小さくありません。今回の大阪府北部地震でも、飛散したガラスや散乱した家財を見て、「どこから手をつけていいか呆然とした」「1995年の兵庫県南部地震以来、モノを相当減らしたつもりだったのに、こんなに増えていたとは」といった声が多く聞かれました。

普段から建物の安全確認と適切な補修はもちろん、室内の家財を点検しながら極力減らす、家具や家電に転倒防止対策をする、観音開きの窓や扉には耐震ロックや止め具をつける、食器棚の中には滑り止めシートを敷いておく…そんな一つ一つが具体的な減災につながります。

靴、手袋、粘着テープなどいざという時に役立つ道具

しかし、いざ被災してしまったら、まずは室内の安全確保が最優先です。一番大変なのが、窓や照明器具、家具、食器類、装飾物など「割れたガラス

類・陶器類」の掃除です。日頃は掃除機で吸い取れますが、地震で停電していると家電は使えません。ほうきやちりとりなど電力を使わない掃除道具も用意しておきます。

掃除の際には、ガラスを踏んでもケガをしないよう靴やスリッパを履きます。突き刺し防止手袋を使うと、ガラス類の破片で手のケガをしにくくなります。厚手のガラ袋や土のう袋、古新聞などを用意し、大きな破損物を片付け、ほうきやちりとりで目に見える破片を拾います。細かいガラス片は粘着ローラーやガムテープにくっつけて取ります。濡らした新聞紙を細かくちぎって、ガラス片が飛散しているところに撒いてから、ほうきで掃き取るのもいいでしょう。破片はかなり遠方まで飛び散っていますので、複数の目で点検を。細かなガラス粉を触った手で、目や顔をこすらないようにしましょう。

窓にカーテンをしていると、ガラスが割れた際飛散が少なくてすみます。強化ガラスやアクリル製でない開口部や鏡には、ガラス飛散防止フィルムを貼っておくと、被害が少なくてすみます。開口部を破損してしまったら、強力な粘着テープでブルーシートを貼り、当面の不審者侵

入や雨風を防ぐ応急処置をします。

家具の中身を出して掃除 大きな余震に備える工夫も

食器棚の中で食器同士がぶつかって破損することもあります。食器をすべて出してから、厚手のウェットティッシュなどで食器棚をふきます。水道が通じていれば食器を洗い、通じていなければ厚手のウェットティッシュでふき、破片を処理してから収納します。食器の欠けた縁で手を切らないように注意を。

震災後に大きな余震が来ることもあります。ずれたり落ちかかっているものは床におろす、引き出しを引き抜いておく、家具の固定器具の緩みを直す…などしばらくの間は被害の拡大を防ぐ対策を。暮らしを立て直す際には、さらに家財の量を減らすことを検討しましょう。

参考文献：国崎信江著「地震の準備帖」(NHK出版)

【いざという時に役立つ後片付けに必要な道具例】



大阪 くらしの 今昔館

news
volume.69

大阪くらしの 今昔館における 地震対策

大阪くらしの今昔館の設計が進んでいた1995年1月、兵庫県南部地震が関西地方を襲った。被災地では多くの建物が倒壊し、高層ビルの最上階で開催されていた美術展で、展示物が転倒するという被害が出た。この地震で、高層階にある今昔館の展示は再検討を迫られた。

この時、設計側から提案されたのが「免震構造」というハイテク技術である。今では当たり前であるが、当時は聞きなれない言葉であった。今昔館では、ビルの9階にある「町並み再現展示室」の床下に135個の「すべり支承」を置いて、滑り摩擦で地震力を低減し、その上に広さ約1100㎡の人工地盤を載せた。その上に建てた町家の屋根瓦は、地震で落下するのを防ぐため、すべて針金で固定した。このように最先端技術で来館者と展示物とを守るように設計した。

今昔館では、2001年の開館後も町並み再現展示の地震対策を継続して実施してきた。例えば、薬屋の裏庭にある石造の灯籠と手水鉢に鉄製の支柱を入れ、町家の店の間に飾ってい

る商品をミュージアムワックスで固定するなど転倒防止策を施した。さらに、火の見櫓が立つ町会所は、構造の専門家に委託して構造解析を行い、棟木の継ぎ手にカーボン繊維を巻いて補強した。

兵庫県南部地震の後、構造研究者の努力で木造建築の耐震技術が進んだ。それは新しく開発された仕口ダンパーや土壁パネルなどを設置して、耐震力を高めるものである。2012~13年度に行われた重要文化財・適塾の耐震改修工事では、最新の構造解析に基づいてこれらの装置を導入した。実は今昔館では、2000年に復元町家の1・2階床下に合計76個の仕口ダンパーを設置していた。これは、日本で最初に仕口ダンパーを設置した木造住宅である。

2018年6月18日午前7時58分に大阪府北部地震が発生し、今昔館のある大阪市北区では震度6弱を記録した。今昔館の開館前であったので、入館者への影響はなかった。先に書いた適塾では石灯籠が転倒し、壁に亀裂が入ったが、今昔館の復元町家はほとんど被害がなかった。その理由については現在、科学的に調査を



▲石灯籠の耐震補強
石灯籠の上部に鉄製バンドをまき、背後にある鉄の支柱につなぎとめて耐震補強をしている例

進めているが、免震装置の存在、開館後も継続した耐震補強、町家を施工した職人の技術力などが想定できる。

博物館では、来館者や職員の安全を守り、展示資料を適切に保存するために、地震対策は重要な課題である。ハードの対策だけでなく、避難マニュアルや避難訓練などのソフト面での充実も含めて、万が一の場合に備えていきたい。

大阪くらしの今昔館館長 谷直樹

▼すべり支承による免震構造

各柱の直下にあるすべり材が、鏡面状に表面処理を施した鋼板の上を滑ることにより揺れを低減させる



再発見！ 3代目大阪市庁舎の建築遺産

大阪市庁舎の変遷

大阪市を象徴する建築物の一つである大阪市庁舎。現在、中之島にある建物は4代目にあたります。初代は西区江之子島上之町にあった木造2階建ての仮庁舎で、明治32年(1899)から運用が開始されました。続く2代目市庁舎は、北区堂島浜通2丁目にあった木造2階建ての議事堂を持つ仮庁舎で、明治45年(1912)に初代庁舎から移転しました。その前年の明治44年(1911)、大阪市会は中之島公園の地に新庁舎の建設を決定し、大阪府はその設計案を懸賞募集(コンペ)によって募りました。大正元年(1912)に行われた審査の結果、応募のあった65案中3案が優秀案に選定され、これを参考に3代目市庁舎が設計されることとなります。

市庁舎の新築計画は大阪市の財政事情により延期されながらも、大正6年(1917)には片岡安かたおかやすし(1876-1946)による実施設計が行われ、翌大正7年(1918)に着工、大正10年(1921)に竣工しました。この市庁舎は御堂筋

をはさんで西に日本銀行大阪支店と向き合い、背面に大阪図書館(現・大阪府立中之島図書館)、さらに東の大阪府立中之島公会堂などとともに中之島界隈の近代建築群の一角として市民に親しまれました。

しかし戦後、3代目市庁舎の保存と建て替えの議論が起こります。昭和49年(1974)には日本建築学会から建物保存の要望書が出されましたが、昭和51年(1976)、大阪市の市庁舎問題調査委員会から大阪市長に宛てて、新庁舎を建設することが最も望ましいとする意見書が提出されました。これを受けて大阪府は庁舎の建て替えを決定し、昭和53年(1978)の指名設計競技の結果、日建設計案が採用されることとなります。その後の実施設計は日建設計と大阪府都市整備局により行われ、現在の4代目市庁舎が誕生しました。

3代目市庁舎の遺構

4代目市庁舎の建設工事は2期にわたって行われ、3代目市庁舎は昭和57年(1982)の第2期工事の開始

に伴って取り壊されました。この時に解体された旧市庁舎の遺構については、現市庁舎に保存展示されているものを除き、全て廃棄処分されたと考えられていましたが、当時の担当職員の手により、一部が新市庁舎の地下倉庫に保管されました。今年の夏、大阪くらしの今昔館では、“大大阪時代”に建築家・都市計画家としてマルチに活躍した片岡安の仕事を通して大阪の建築や都市景観を紹介する展示会を企画し、失われた建物の痕跡の調査を行いました。その中で、およそ100年前に制作され、旧市庁舎を華やかに飾っていたステンドグラス、シャンデリア、木製装飾品などの装飾品を再発見し、特別展「大大阪モダニズム—片岡安と都市の文化—」の会場にて、36年ぶりに公開しました。

発見された遺構 I.ステンドグラス

旧市庁舎には20数カ所にわたって大きさや形状の異なるステンドグラスが設置されていました。中でも玄関ホールの入り口上部にあったス



3代目大阪市庁舎外観(上)および市長公室(右)
おおさかしちやうしやんちくきんなんちやう
(『大阪市庁舎新築記念帖 大正十年五月』より)





まぐさ
楯装飾(全体及び部分)

玄関ホールのステンドグラス

テンドグラスは大阪市の市章である「みおつくし」を中央に据え、両脇にリボンで束ねた月桂樹を配したデザインでした。硝子工事の担当者であった木内真太郎は、日本で初めて本格的なステンドグラス製造を行った「宇野澤ステインド硝子工場」の設立に参画後、大正5年(1916)にその大阪出張所(現・玲光社)を開業しており、大阪中央公会堂や大阪市民博物館などのステンドグラスを手掛けたことでも知られます。今回の再発見に際し、ステンドグラスは大阪くらしの今昔館のボランティア(町家衆)の手により長年の汚れが落とされ、再び輝きを取り戻しました。



町家衆によるステンドグラス清掃作業

Ⅱ. 4灯用シャンデリア

旧市庁舎にあったシャンデリアの中ではやや小ぶりですが、ガラス部品を収めた箱の書付などにより、市長公室に設置されていたことが判明しました。各灯が接続するシャンデリアの中央部分には、「みおつくし」が四方に配され、随所にパルメット文様(植物文の一種)を用いた華やかな装飾金具が取り付けられています。

Ⅲ. 木製装飾品

チーク材を用いた木製装飾品については、『おおさかしちようしゃしんちくきねんちよう大阪府庁舎新築記念帖』に掲載された市庁舎内部の写真により、市長公室の楯まぐさ(出入口の上部にある横材)であったことが確認できました。月桂樹の文様を背景として、商業の神メルクリウスのシンボルである2匹の蛇が絡みついた杖がデザインされています。これに類する杖の表現は、大正14年(1925)に大阪市の市域拡張を記念して開催された大大阪記念博覧会のポスターや大阪中央公会堂の屋根に設置されたメルク

リウス像にも見て取れ、同時代における公的な標章として多用されたモチーフであったことがうかがえます。

今回発見された遺構は建物全体のごく一部に過ぎませんが、使用された素材や装飾技法、意匠などには西洋的要素を積極的に取り入れていた当時の社会的風潮が感じられます。

大阪くらしの今昔館 学芸員
上田 祥悟

参考: 金田美世、清水隆宏、河田克博「近代建築ステンドグラス制作者木内真太郎の業績—木内真太郎の関連資料を中心として—」(『日本建築学会計画系論文集』第78巻、第686号、2013年)



4灯用シャンデリア

大阪くらしの今昔館 催し物ガイド

2018年

充実した常設展示や楽しいイベントまで、盛りだくさんな内容でお楽しみください。
 ※入館料(常設展)が必要です。予定は変更することがあります。事前にお確かめください。
 ※定員があるイベントは当日12時から8階受付で参加券を販売します。

常設展

■ 商家の賑い

～平成31年3月31日(日)



季節のしつらい

■ 襦の展示

平成30年12月26日(水)～
平成31年1月12日(土)



■ 正月飾り

平成30年12月26日(水)～平成31年1月14日(月・祝)

■ 誓文払い

平成30年11月28日(水)～
平成30年12月10日(月)



イベント

■ 第13回 子ども落語大会 in天満天神繁昌亭

今昔館にて開催された子ども落語大会の上位入賞者が繁昌亭の大舞台上に立ちます!

10月7日(日)

- 時間: 10:00～11:30
- 入場料: 無料

● 開催場所: 天満天神繁昌亭(大阪市北区天神橋2-1-34 Osaka Metro谷町線・堺筋線 南森町駅徒歩3分、JR東西線大阪天満宮駅徒歩3分)



■ 狂言

10月20日(土)

- 時間: 14:00～14:40
- 演目: 清水
- 出演: 増田浩紀、山下守之



■ 町家でお茶会

①10月21日(日)

②11月25日(日)

- 時間: 13:00～15:00
- 茶葉代: 300円
- 定員: 当日先着50名
- 協力: 大阪市役所茶道部



■ 乙女文楽

11月4日(日)

- 時間: 14:00～15:00
- 出演: 乙女文楽座



■ 町家寄席一落語

江戸時代ヘタイムスリップ! 大坂の町家で落語を聞いてみませんか。

①11月10日(土) ②12月2日(日) ③12月15日(土)

- 時間: 14:00～15:00
(らくてん会は15:30まで)

- 出演: ①桂出丸 他
②らくてん会
③桂出丸 他



■ 関西文化の日 一楽市町家一

町家の店先にかわいい手作り雑貨が並びます。

11月17日(土)、18日(日)

- 時間: 13:00～16:00
- 関西文化の日のため入館料無料です。



■ 文楽

文楽が今昔館にやってきます。詳細は後日チラシなどで

12月22日(土)

ワークショップ

■ 和風マグネットを作ろう

10月13日(土)

- 時間: ①13:30 ②14:30
- 材料費: 300円
- 定員: 当日先着各回10名



■ バランスとんぼを作ろう

10月27日(土)

- 時間: ①13:30 ②14:30
- 材料費: 200円
- 定員: 当日先着各回10名



■ ふくろうストラップを作ろう

11月10日(土)

- 時間: ①13:30 ②14:30
- 材料費: 300円
- 定員: 当日先着各回10名



■ 削り花を作ろう

11月24日(土)

- 時間: ①13:30 ②14:30
- 材料費: 200円
- 定員: 当日先着各回10名



■ はたきを作ろう

12月8日(土)

- 時間: ①13:30 ②14:30
- 材料費: 300円
- 定員: 当日先着各回10名



■ 正月祝箸袋を作ろう

12月22日(土)

- 時間: ①13:30 ②14:30
- 材料費: 200円
- 定員: 当日先着各回10名



■ ヘルマンハーブコンサート & 演奏体験

12月24日(月・振休)

- 時間: 14:00～15:00
- 出演: シュトラーセ



■ 町家の餅つき

12月27日(木)

- 時間: ①13:45 ②14:30
- 定員: 当日先着各回20名
- 対象: 中学生以下



■ おじゃみ(お手玉)を作ってみよう

● 開催日: 毎月 第2日曜日

● 時間: 14:00～16:00

● 材料費: 100円

● 定員: 当日先着15名



■ 折り紙で遊ぼう

☆折り紙を折ろう

● 開催日: 偶数月 第3土曜日

● 時間: 13:30～15:00

● 材料費: 100円

● 定員: 当日先着16名



☆鶴のつなぎ折り

● 開催日: 奇数月 第3日曜日

● 時間: ①13:30 初級

②14:30 中・上級向け

● 材料費: 100円

● 定員: 当日先着各回8名



見て聞いて楽しむ

■ 絵本で楽しい時間

● 開催日: 毎月 第4日曜日

● 時間: 14:30～15:00



■ 今昔語り

● 開催日: お茶会と同じ

● 時間: 14:30～15:00



大阪について学ぶ

■ 町家ツアー

● 開催日: 日曜・祝日

● 時間: 13:10～14:00



■ 町の解説

● 開催日: 毎月 第1・3日曜日

● 時間: 13:00～16:00



大阪市立住まいのミュージアム

大阪くらしの今昔館



9階 なにわ町家の歳時記

江戸時代の大阪の町並みを実物大で再現。大通りには、風呂屋や本屋、薬屋などが並び、ひととき高い火の見櫓も。路地を抜けると裏長屋の庶民の生活をかきま見ることもできます。

8階 モダン大阪 パノラマ遊覧

近代大阪の代表的な住まいと暮らしを模型や資料で再現。

開館時間 10:00～17:00(入館は16:30まで)

火曜日、年末年始、その他臨時休館あり

休館日

10月～12月の休館日 10/2、9、16、23、30 11/6、13、20、27 12/4、11、18、25、29～1/2

入館料

一般 600円/団体 500円(20人以上)
高・大生 300円/団体 200円(20人以上)
※中学生以下、障がい者手帳等を持参の方(介護者1名含む)、市内在住の65歳以上無料(要証明書提示)
※企画展の観覧料は別途必要です。

交通機関

- Osaka Metro谷町線・堺筋線、阪急電車「天神橋筋六丁目」駅下車 3号出口より住まい情報センター建物の地階へ連絡、エレベーターで8階へ
- JR大阪環状線「天満」駅から商店街を北へ約650m

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20(住まい情報センター8階) TEL 06-6242-1170 FAX 06-6354-8601 URL <http://konjyakukan.com/>

■ご案内・費用の記述のないものは参加無料です。・茶葉代・材料費は、当日お支払いください。・日程等、予告なく変更になる場合がありますので予めご了承ください。

セミナー・イベントガイド

下記の申込先へお申し込みください(特記以外参加費は無料、要事前申込。先着順の場合は、定員になり次第締切。抽選の場合は、締切後も定員に満たない場合は引き続き募集します)。

1 住まい情報センター主催イベント

住まい情報センターが主催するセミナー・イベントです

■住まいのなるほどセミナー

連続講座

HOW TO 部屋探しから引越しまで

- 日程:
 - ①10月14日(日)「人生100年時代の賃貸住宅の選び方」
 - ②10月17日(水)「はじめての部屋探しを成功させる秘訣」
 - ③11月17日(土)「知っておきたい!引越しの基礎知識」
- 時間:①10:00~12:00 ②18:30~20:30
- 14:00~16:00
- 場所:5階研修室
- 講師:①②鶴見 佳子(住宅ジャーナリスト)
- ③近畿運輸局 大阪運輸支局
- 定員:各回50名(申込多数の場合は抽選)
- 申込締切:①10月1日(月) ②10月4日(木)
- ③11月4日(日)

■住まいのワークショップ クレオ大阪子育て館フェスタ
DIYワークショップフェス

同時開催

輸入壁紙の貼り方、杉ボックス、フレームアートなど、各ブースでDIY体験ができます。どなたでも参加できます!!

ワークショップ

- 日時:10月28日(日) 11:00~16:00

ミニ講座

- ①子ども部屋のインテリアのポイント
- ②ペンキの塗り方、選び方のポイント
- ③クロスの貼り方、選び方のポイント
- 時間:①13:30~14:10 ②14:20~15:00
- ③15:10~15:50
- 場所:3階ホール
- 講師・参加団体:KIWIllabo、インテリアコーディネーター協会関西、NPO法人もくの会、(一社)クロス事業協会、(一社)日本商環境デザイン協会関西支部
- 定員:ワークショップ各ブース30~60名、ミニ講座各回20名(当日先着順・有料のメニューあり)



■子育て応援コラボ企画

連続講座

私の家族の理想の暮らし、
理想の住まい学習会

一時保育有

- 日程:
 - ①11月3日(土・祝) 宅地建物取引士に聞く「家を買う時、借りるときのポイント」
 - ②11月18日(日) ファイナンシャルプランナーに聞く「マネープラン」
 - ③12月1日(土) 建築士と防災を考える

- 「わが家のハザードマップをつくろう」
- ④12月8日(土) 整理収納アドバイザーに聞く「住まいの整理収納」
- 時間:各回13:30~15:30
- 場所:クレオ大阪子育て館
- 講師:①(一社)大阪府宅地建物取引業協会インストラクター ②加藤 葉子(ファイナンシャルプランナー) ③(公社)大阪府建築士会青年委員会 ④三谷 直子(整理収納アドバイザー)
- 定員:各回35名(申込多数の場合は抽選)
- 申込締切:①10月25日(木) ②11月9日(金)
- ③11月22日(木) ④11月29日(木)
- 共催:大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館

■住まいのなるほどセミナー

住宅を買う時・売るときのチェックポイント
~契約前に知っておきたいこと~

- 日時:11月10日(土) 13:30~15:00
- 場所:3階ホール
- 講師:橋本 泰幸(国土交通省近畿地方整備局)
- 定員:70名(先着順)

■住まいの大阪学

大阪くらしの今昔館学

連続講座

- 日程:
 - ①11月18日(日) 講演会「近代の大坂」
 - ②12月2日(日) 講演会「近代の大坂」
 - ③1月14日(月・祝) 見学会
- 時間:①②10:30~12:00 ③午前の部 10:30~12:00/午後の部 14:00~15:30
- 場所:①②3階ホール ③大阪くらしの今昔館
- 講師:谷 直樹(大阪くらしの今昔館館長)
- 定員:①②各回150名(当日先着順) ③各回15名程度(先着順)
- 参加費:①②無料 ③1,000円(入館料別途)

■ブックトークサロン

団地を読み解く

~戦後の理想的な住まい「団地」は
いかに設計されたか~

- 日時:11月23日(金・祝) 14:00~16:00
- 場所:3階ホール
- 講師:吉永 健一(一級建築士・団地不動産代表)
- 定員:100名(先着順)

2 住まい情報センター タイアップイベント

住まい情報センターと住まい・まちづくりの
専門家団体等が共催するセミナー・イベントです

■タイアップセミナー

不動産登記の基礎知識(表示登記編)
~「引継ぎす」と「受け継ぐ」不動産表示登記の総点検

- 日時:10月27日(土) 13:30~15:30
- 場所:3階ホール
- 講師:相澤 豊雄(土地家屋調査士、司法書士)
- 定員:100名(先着順)

- 個別相談会:定員4組(1組30分) ※要事前申込・当日抽選
- 団体:大阪土地家屋調査士会

3 その他 住まい関連イベント

■大阪環境産業振興センター実行委員会 共催イベント
ゼロエネルギー住宅時代の3つの常識

- 日時:10月20日(土) 14:00~16:00
- 場所:3階ホール
- 講師:太田 周彰(近畿大学建築学部非常勤講師/インテリアコーディネーター)
- 協力:AGCグラスプロダクツ(株)、日本住環境(株)、旭化成(株)
- 定員:80名(先着順)
- 共催:大阪環境産業振興センター実行委員会(電話:06-6615-5888)

■マンション管理支援機構 共催イベント

マンション管理の基礎知識を学ぶ

連続講座

- 日時:10月21日(日)・11月4日(日)・25日(日)
- いずれの日も、13:30~16:30(受付は13:00~)
- 場所:3階ホール
- 定員:各回100名(先着順受付、事前申込要)
- 主催:大阪市マンション管理支援機構(電話:06-4801-8232)

マンション管理組合相談会

- 日時:10月28日(日) 13:00~16:00
- 場所:4階相談室ほか
- 定員:12組(申込多数の場合は、大阪市マンション管理支援機構登録マンションを優先して抽選)法律相談(6組)・技術相談(3組)・管理一般相談(3組)
- 相談時間:1組あたり45分
- 申込締切:10月19日(金)
- 主催:大阪市立住まい情報センター

■(公社)大阪府建築士会 共催イベント

建築家とつくる住まいづくり
自分でできる自宅の改装

- 日時:11月18日(日) 10:00~12:00
- 場所:5階研修室
- 講師:林 泰介(一級建築士、住宅を設計する仲間達)
- 定員:50名(先着順)
- 個別相談会:定員10組 11:45~13:00 ※要事前申込
- 主催:(公社)大阪府建築士会「住宅を設計する仲間達」(電話:06-6947-1961)

建築士が伝える わが家の地震対策

- 日時:12月8日(土) 14:00~16:00
- 場所:3階ホール
- 講師:(公社)大阪府建築士会 建築相談委員会・耐震委員会メンバー(一級建築士)、大阪市 都市整備局 企画部 住宅政策課 防災・耐震化計画グループ
- 定員:100名(先着順)
- 個別相談会:定員5組 16:00~16:45 ※要事前申込
- 主催:(公社)大阪府建築士会 社会貢献部門 建築相談委員会(電話:06-6947-1961)

イベントのお申し込み・お問い合わせは

大阪市立 住まい情報センター

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20

住まい情報センター4F 住情報プラザ

TEL 06-6242-1160 FAX 06-6354-8601

URL <http://www.osaka-angenet.jp/>

■開館時間 平日・土曜 9:00~19:00/日曜・祝日 10:00~17:00

■休館日 火曜日(祝日の場合は翌日)、
祝日の翌日(日曜日、月曜日の場合を除く)
年末年始

※10月~12月の休館日は本誌裏面をご参照ください。

※大阪くらしの今昔館と休館日が異なります(左のページをご参照ください)。

1 主催イベント、2 タイアップイベントの参加申し込み方法

- 下記ホームページから参加申し込みができます。

住まい・まちづくり・ネット ▶ <http://www.sumai-machi-net.com/>

- 2次元バーコードから参加申し込みができます。
- ホームページでの申し込みは開催日の約2カ月前からになります。
- ハガキまたはFAXでも参加申し込みができます。記入事項を明記し、下記の住所、FAX番号へお申し込みください。



記入事項:イベント名、住所、氏名(フリガナ)、年齢、参加希望日、電話番号、手話希望の有無、個別相談希望の有無など

- お申し込みにあたっていただいた個人情報、主催者大阪市立住まい情報センターが保管し、利用状況統計基礎データおよびイベント保険(必要な場合)への加入、今後のイベントのお知らせ等に利用させていただきます。
- 手話をご希望の方、お子様(未就学児)をお連れの方は開催2週間前までにお問い合わせください。
- 【注意】一部のイベントを除き、参加証の発送はありません。「先着順」のイベントにお申し込みいただいた場合は、イベント開催当日、直接会場にお越しください。「抽選」の場合に限り、ハガキがEメールで当落をお知らせします。

大 借る・買う・建てる・建て替える 阪 住まいのガイド

※市外局番は全て「06」です。
 ※各事業の詳細は、おおさか・あんじゅ・ネットおよび大阪市ホームページでご確認ください。
 ※補助、助成事業の利用には事前協議が必要ですのでお早めにご相談ください。また、受付期限があるものもあります。なお、予算額に達し次第受付を終了しますのでご注意ください。

公的賃貸住宅を借りたい方へ

市営住宅・旧府営住宅(公営住宅)

住宅に困っておられる所得の低い方々向けの賃貸住宅です。

●定期募集・親子近居募集

募集時期	7月募集:平成30年7月3日(火)~7月17日(火)終了 11月募集:平成30年11月1日(木)~11月14日(水) 2月募集:平成31年2月4日(月)~2月18日(月)
居住条件	現に大阪市内に居住している方(一部、市内勤務の方も申し込み可能)。また、旧府営住宅については一部、府内在住の方も申し込み可能
収入条件 (月額所得額)	一般世帯 158,000円以下 高齢者・障がい者世帯等 259,000円以下

※新婚・子育て・単身者・一般世帯等、ご家族の状況等により、申込資格が設定されています。

●随時募集

定期募集等において、応募者が募集戸数に満たなかった住宅等について、先着順で随時受付を行っている住宅があります。申込資格は、現に大阪市内に居住している方で、収入条件は上記と同様です。なお、一部の住戸について、単身で居住され、日常生活ができる方であれば、障がい者手帳所持の有無等にかかわらず、「年齢が60歳未満の方」も申し込みできます。

お問い合わせ	大阪市住まい公社 住宅管理部 管理課 募集担当 TEL 6882-7024 FAX 6882-7021
--------	--

中堅層向け住宅

公営住宅の収入基準を超えている方など、中堅層向けの賃貸住宅です。

●大阪市が管理している住宅

市営すまいりんぐ(子育て応援型)・市営すまいりんぐ(旧大阪府特定公共賃貸住宅を含む)・市営特定賃貸住宅(※)・市営再開発住宅
 ※平成29年4月以降、一部の市営特定賃貸住宅の家賃を改定(減額)しています。

収入条件(月額所得額)	158,000円以上(※123,000円)~487,000円以下 ※50歳未満の入居者所得が世帯合計所得の半分以上ある場合
-------------	--

お問い合わせ	大阪市住まい公社 住宅管理部 管理課 募集担当 TEL 6882-7012 FAX 6882-7021
--------	--

●大阪市住まい公社が管理している住宅

○公社一般賃貸住宅

収入条件(月額所得額)	158,000円以上(※123,000円) ※40歳未満の入居者所得が世帯合計所得の半分以上ある場合 ○公社すまいりんぐ・民間すまいりんぐ(公社管理)
-------------	---

収入条件(月額所得額)	200,000円以上(※123,000円)~601,000円以下 ※40歳未満の入居者所得が世帯合計所得の半分以上ある場合
-------------	--

お問い合わせ	大阪市住まい公社 住宅管理部 管理課 募集担当 TEL 6882-9000 FAX 6882-7021
--------	--

●民間指定法人が管理している住宅

○民間すまいりんぐ(指定法人管理)

収入条件(月額所得額)	200,000円以上(※123,000円)~601,000円以下 ※40歳未満の入居者所得が世帯合計所得の半分以上ある場合
-------------	--

お問い合わせ	大阪市都市整備局 特優賃等受付窓口 TEL 6882-7055 FAX 6882-7031 (お申込は各法人へのご案内となります。)
--------	--

いずれも大阪市内にお住まいの方も申し込みできます(空家は先着順随時募集)。
 ※「すまいりんぐ」は特定優良賃貸住宅制度を適用した住戸です。
 参考サイト(物件情報など)
 <大阪市住まい公社ホームページ> <http://www.osaka-jk.or.jp/>
 <おおさか・あんじゅ・ネット> <http://www.osaka-angenet.jp/>

その他の公的住宅

●府営住宅

市内に所在する建替えなどの事業を行っている府営住宅については、事業完了後に市に移管されます。詳細は下記までお問い合わせください。

大阪市の物件の お問い合わせ	大阪府営住宅藤井寺管理センター(株)東急コミュニティー TEL 072-930-1093
-------------------	---

●大阪府住宅供給公社賃貸住宅

ホームページ…<http://www.osaka-kousha.or.jp/>
 一般賃貸住宅…空家(窓口・インターネット)先着順受付
 高齢者向け優良賃貸住宅…空家(窓口・電話・インターネット)先着順受付
 特優賃住宅…空家(窓口・インターネット)先着順受付

お問い合わせ	大阪府住宅供給公社 住宅経営課募集グループ TEL 6203-5454
--------	--

●都市再生機構賃貸住宅

窓口・インターネットにて先着順受付中
 (ホームページ…<http://www.ur-net.go.jp/chintai/kansai>)
 高齢者向け優良賃貸住宅についてはお問い合わせください。

お問い合わせ	UR梅田営業センター TEL 6346-3456 都市再生機構空き家情報 フリーダイヤル 0120-23-3456
--------	--

高年齢者・障がい者・ひとり親(母子・父子)家庭等の方へ

市営住宅別枠募集

市営住宅の申込資格があり、市内にお住まいの方が対象です。

※ケア付住宅については、家賃や共益費以外に費用負担がかかる場合があります。

募集時期: 毎年5月上旬の予定

●高齢者住宅・高齢者特別設計住宅

単身…60歳以上で、日常生活ができる状態であるか、居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができる方。
 世帯…60歳以上の方が、次の親族と同居する世帯。

・配偶者、18歳未満の児童、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、療育手帳(認定カードを含む)のいずれかの手帳の所持者及び同程度の障がいのある方又は戦傷病者手帳の所持者、60歳以上の方。

●高齢者ケア付住宅

単身…60歳以上で、自炊が可能な程度の健康状態であるか、居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができる方。

世帯…いずれか一方が60歳以上の夫婦のみ、もしくは60歳以上の2名以上の親族のみで構成する世帯で、自炊が可能な程度の健康状態であるか、居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができる世帯。

お問い合わせ	大阪市福祉局 高齢福祉課 TEL 6208-8060 FAX 6202-6964
--------	---

●障がい者住宅 申込者または同居する親族に障がい者がいる2人以上の世帯
 単身…次の表のいずれかの手帳を所持する方で、自炊が可能な健康状態であるか、又は居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができる方。

身体障がい者 手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	療育手帳 (認定カード含む)	戦傷病者手帳
1級~4級	所持者	所持者	恩給法別表の特別項症~ 第6項症、又は第1款症

世帯…申込者又は同居する親族に次のいずれかの手帳を所持する2名以上の世帯。
 ・身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳(認定カード含む)、戦傷病者手帳

●障がい者ケア付住宅 次の表のいずれかの手帳を所持する方で、居住者が居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができる方。

単身…次の表のいずれかの手帳を所持する方で、自炊が可能な健康状態であるか、居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができる方。

身体障がい者 手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	療育手帳 (認定カード含む)	戦傷病者手帳
1級~4級	所持者	所持者	恩給法別表の特別項症~ 第6項症、又は第1款症

世帯(※)…申込者又は同居する親族に次のいずれかの手帳を所持する方を含む2名以上の世帯で、いずれの方も自炊が可能な健康状態であるか、居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができる世帯。

身体障がい者 手帳	精神障がい者 保健福祉手帳	療育手帳 (認定カード含む)	戦傷病者手帳
1級~4級	1級~2級	A,B1	恩給法別表の特別項症~ 第6項症、又は第1款症

●車いす常用者向け

単身…身体障がい者手帳(1級~4級)を所持し、車いすを常用する方で、自炊が可能な健康状態であるか、居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができる方。

世帯(※)…身体障がい者手帳(1級~4級)を所持し、車いすを常用する方を含む2名以上の世帯。

条件	特別設計住宅	上記のとおり
	ケア付住宅(※)	居住者が居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができること。

(※)ケア付住宅【世帯】については、障がい者、配偶者、60歳以上の方、60歳以上の方を含む夫婦のいずれかであることを満たす親族であることが条件となります。

お問い合わせ	大阪市福祉局 障がい福祉課 TEL 6208-8081 FAX 6202-6962
--------	--

●ひとり親住宅 配偶者のない方とその子ども(扶養している20歳未満の児童が含まれること)のみで構成する世帯。募集時期は毎年5月上旬の予定。

お問い合わせ	大阪市子ども青少年局 とも家庭課 TEL 6208-8035 FAX 6202-6963
--------	---

●親子近居住宅 親世帯(60歳以上)と子世帯で、同一区内での生活を希望する方。
 募集時期: 平成30年11月1日(木)~11月14日(水)

お問い合わせ	大阪市住まい公社 住宅管理部 管理課 募集担当 TEL 6882-7024 FAX 6882-7021
--------	--

セーフティネット住宅(民間賃貸住宅)

低所得者や高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方の入居を拒まない住宅として、大阪市内に登録された民間賃貸住宅を、以下のサイトで検索できます。

<セーフティネット住宅情報提供システム>
<http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

お問い合わせ	大阪市都市整備局 安心居住課 TEL 6208-9222 FAX 6202-7064
--------	---

その他、給付制度

●高齢者住宅改修費給付事業 介護保険制度の居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を受ける方が属する世帯等で、生活支援・介護予防の観点から真に

住宅改修が必要と認められる世帯の住宅改修費用の一部を給付します。なお、所得制限があります。必ず事前に審査が必要です。

- 重度心身障がい者(児)住宅改修費給付事業** 在宅の重度の身体・知的障がい者、難病患者等の方が、日常生活上の障がいの除去または軽減に直接効果のある改修工事を行うとき、工事費用の一部を給付します。所得制限があります(ただし、介護保険制度が適用される方は本制度の対象となりません)。なお、必ず事前に申請が必要です。

お問い合わせ 各区 保健福祉センター 保健福祉課

新婚・子育て世帯の方へ

市営住宅別枠募集

新婚世帯及び子育て世帯(高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)の子どものいる世帯)に対して、市営住宅の別枠募集を行っています。

募集時期:平成30年7月3日(火)～7月17日(火)終了

平成30年11月1日(木)～11月14日(水)

平成31年2月4日(月)～2月18日(月)

※平成30年11月1日(木)～11月14日(水)の募集においては新婚世帯の方への募集は行っていません。

お問い合わせ 大阪市住まい公社 住宅管理部 管理課 募集担当
TEL 6882-7024 FAX 6882-7021

大阪市新婚・子育て世帯向け 分譲住宅購入融資利子補給制度

初めて住宅を購入する、新婚世帯・子育て世帯を対象に住宅ローンの一部を補助します。なお、予算の範囲内で先着順に受付します。申込にかかる資格要件につきましては窓口までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ 大阪市都市整備局 住宅支援受付窓口
(大阪市立住まい情報センター4階)
TEL 6356-0805 FAX 6356-0807

大阪市子育て安心マンション認定制度

‘子育てに配慮した仕様’と‘子育てを支援する環境’を備えた良質な民間の新築マンションを認定し、その情報を大阪市ホームページなどで広く情報発信しています。

お問い合わせ 大阪市都市整備局 安心居住課
TEL 6208-9648 FAX 6202-7064

認定を受けたマンションを購入し、りそな銀行の住宅ローンを申し込まれた場合、物件により金利が引き下げられます(防災力強化マンションとも)。

お問い合わせ りそな銀行ローン営業部 北浜ローンプラザ
TEL 6222-3714

マンション管理組合の方へ

分譲マンションアドバイザー派遣(予約制・無料)

マンションの建替えや計画的な修繕(大規模修繕工事)・省エネルギー改修についてのアドバイスを行うため、管理組合の勉強会などの講師役として専門家を派遣します。計画的な修繕に関するアドバイザー派遣は2回まで受けることができます。

お問い合わせ 予約申し込み 大阪市立住まい情報センター
TEL 6242-1177(相談専用)

分譲マンション長期修繕計画作成費助成制度

分譲マンションの管理組合に対して、長期修繕計画の作成や見直しにかかる費用の一部を補助します。補助率:補助対象となる経費の1/3 上限:30万円

分譲マンション再生検討費助成制度

分譲マンションの管理組合に対して、マンションの再生(建替え、耐震改修など)を検討する費用の一部を補助します。

補助率:補助対象となる経費の1/3 上限:60万円

お問い合わせ 大阪市都市整備局 住宅政策グループ
TEL 6208-9224 FAX 6202-7064

大阪市マンション管理支援機構

公共団体や、建築、法律などの専門家団体等が連携して、分譲マンションの管理組合を支援します。登録組合には、セミナーの案内や情報誌等を無料で送付します。

お問い合わせ 大阪市マンション管理支援機構事務局
(大阪市立住まい情報センター4階 住情報プラザ内)
TEL 4801-8232 FAX 6354-8601

●建替建設費補助制度(隣接する土地を取得した戸建住宅への建替え)

「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地」(優先地区)において、未接道敷地や狭小敷地を解消するために隣接する土地を平成30年4月以降に売買で取得した敷地において、昭和56年5月31日以前に建てられた建物を、補助要件を満たす戸建住宅に建替える場合、建替え費用等の一部を補助します。

●狭い道路沿道老朽住宅除却促進制度

優先地区において、幅員4m未満の狭い道路に面する昭和25年以前に建てられた木造住宅を解体する場合、解体費用の一部を補助します(一部エリア等では、補助要件の緩和等を行っています)。

※その他、建替え相談や従前居住者の方への家賃補助制度等も行っています。

お問い合わせ 大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備受付窓口
TEL 6882-7053 FAX 6882-0877

防災空地活用型除却費補助

優先地区内の一部エリア等において、幅員6m未満の道路に面する昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅を解体し、跡地を災害時の避難等に役立つ防災空地として活用する場合、解体費用及び空地整備費用の一部を補助します。

※本制度を活用して防災空地として整備した場合、土地の固定資産税・都市計画税が非課税になります。(整備の翌年以降から)

お問い合わせ 大阪市都市整備局 密集市街地整備グループ
TEL 6208-9234 FAX 6202-7064

大阪市耐震診断・改修補助事業

一定の要件を満たす戸建住宅等の所有者に対して、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。また、建築関係団体等と連携して耐震事業者の紹介を行います。

●**らくらく耐震診断・改修設計(耐震診断費補助、耐震改修設計費補助)**…耐震診断に要する費用の9/10以内(限度額:4万5千円×戸数/棟、18万円/棟)を補助。また、耐震改修設計(工事費見積を含む。)に要する費用の2/3以内(限度額:10万円×戸数/棟、18万円/棟)を補助。

●**なっとく耐震改修(耐震改修工事費補助)**…耐震改修工事に要する費用の1/2以内(限度額:100万円×戸数/棟)に加え、20万円×戸数/棟(自己負担額による上限あり)を併せて補助。

マンション耐震化緊急支援事業

一定の要件を満たす地上3階建以上のマンションの耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。なお予算の範囲内で先着順に受付します。補助内容等の詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ 大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備受付窓口
TEL 6882-7053 FAX 6882-0877

その他

大阪市防災力強化マンション認定制度

耐震性や耐火性など建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による日常的な防災活動等により防災力が強化されたマンションを認定し、広く情報発信していきます。

認定物件の金利引き下げについては、子育て安心マンション認定制度の欄をご覧ください。

お問い合わせ 大阪市都市整備局 安心居住課
TEL 6208-9648 FAX 6202-7064

都市防災不燃化促進事業 (今里筋沿道:緑橋～百済貨物駅)

地域防災計画に定める避難路のうち、本市の指定する避難路の沿道区域(道路境界から奥行き30mの範囲)で、一定の基準に適合する耐火建築物等を建設する場合に建設費の一部を補助します。

お問い合わせ 大阪市都市整備局 防災・耐震化計画グループ
TEL 6208-9629 FAX 6202-7064

大阪市エコ住宅普及促進事業

断熱性能が高く、太陽光発電や省エネ性能に優れた設備を設置するなどしたマンション等を「大阪市エコ住宅」として認定し広く情報発信していきます。

お問い合わせ 大阪市都市整備局 まちなみ環境グループ
TEL 6208-9631 FAX 6202-7064

大阪市子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業

LDK化工事や断熱改修工事、ユニットバスの新設・改良工事など、子育て世帯等の入居に資する改修工事等を行う民間賃貸住宅オーナー等に対して、改修工事費の一部を補助します。(戸建ての空家等をリフォームし、要件に適合する賃貸住宅とする場合も対象)

お問い合わせ 大阪市都市整備局 民間住宅助成グループ
TEL 6208-9228 FAX 6202-7064

建築の修景に関する無料相談

建物の外観の特徴を活かした改修や、まちなみに配慮した整備等、建物の「修景」に関することならどんなことでもお気軽にご相談ください。

お問い合わせ 大阪市都市整備局 まちなみ環境グループ
TEL 6208-9631 FAX 6202-7064

建替え・解体、耐震診断・改修をしたい

民間老朽住宅建替支援事業(タテカエ・サポーティング21)

●建替建設費補助制度(集合住宅への建替え)

昭和56年5月31日以前に建てられたアパートや長屋等を、補助要件を満たす集合住宅に建替える場合、建替え費用等の一部を補助します。

このページでは、「あんじゅ」や「住まい情報センター」に対するご意見や応援メッセージ、センターの活動やお知らせなど、さまざまな情報をお届けします。「あんじゅ」「住まい情報センター」へのご意見・ご要望、今後とりあげてほしいテーマ、開催してほしいイベントなどを、どしどしお寄せください。

住まいのライブラリーからのお知らせ

ライブラリーでは、暮らしの備えとして日頃から“防災力”を身につけておくために参考になる資料や図書も配架しています。お気軽にご利用ください。



書名	出版社	出版年
マンション地震対策モデル事例集 完全保存版	経済調査会	2017
実務に役立つ防災・防犯設備の知識	オーム社	2016
絶対に知っておきたい！地震・火災保険と災害時のお金 第3版	自由国民社	2016
震災復考 安全な住まいは可能か	新建新聞社	2015
親子のための地震イツモノート キモチの防災マニュアル	ポプラ社	2011
これ1冊でできる！わが家の防災マニュアル 学びやぶっく 59	明治書院	2011

住まいのライブラリー蔵書検索ページはこちら» <http://library.osaka-angenet.jp>

【蔵書に関するお問い合わせ】

〒530-0041 大阪市北区天神橋6-4-20 住まい情報センター4階 住まいのライブラリー担当 電話:06-6242-1160

大阪市からのお知らせ

道路等に面したブロック塀等の撤去に補助します！

地震の際のブロック塀等の倒壊による人的被害の防止や避難経路の確保を図るため、道路等に面した一定の高さ以上のブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の新設工事に要する費用の一部を補助します。

制度創設前に着手した工事への補助

補助金を受けるためには、原則、工事着手前に補助申請が必要です。ただし、**2018年6月18日から7月26日**までの間に、既にブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等の設置に着手したもので、2018年12月28日までに補助申請を行い、補助要件や補助対象経費等を確認できた場合、補助制度の対象とします。

ブロック塀等の撤去に関する補助要件

道路等に面し、安全性の確認ができない、高さ80cm以上のブロック塀等について、高さ80cm未満となるように撤去するもの

■ ブロック塀等とは…

コンクリートブロック塀、組積造(れんが塀、石積塀等)の塀及びその他これらに類する塀



軽量フェンス等の新設に関する補助要件

補助を受けてブロック塀等を撤去した範囲内で、軽量フェンス等を新設するもの

- 軽量フェンス等とは… ネットフェンスやアルミフェンス等のフェンス類(生け垣も含む)



補助率、補助限度額

2018・2019年度に限り補助率・補助限度額を引き上げています！

- 補助率 **2/3** (2020年度からは1/2になります。)
- 補助限度額 **撤去費用:20万円 新設費用:30万円** (2020年度からは撤去費用:15万円 新設費用:25万円になります。)

※上記とは別に補助上限単価の設定あり

詳細はこちらのホームページをご覧ください。<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000440127.html>

お問い合わせ先:大阪市都市整備局 耐震・密集市街地整備 受付窓口(大阪市立住まい情報センター 4階 ☎:06-6882-7053)



リレーコラム

住まい・まちづくりの専門家や学識経験者が研究活動を通じて得たエピソードや体験談、旬な情報をリレーコラムとしてお伝えします。

災害から「いのちを守る」

熊本地震の被災地復興も途上の中、昨年は九州北部豪雨、そして今年は大阪府北部を震源とする地震、西日本豪雨と災害が続発している。こうした災害から「いのちを守る」行動は何かにあるべきだろうか。私は、対策は「日常から非日常へとながるもの」でなければならないと考えている。すなわち、事前→最中→直後→事後、そして事前へとつながるサイクルの中で常に更新されることが最善だと思う。

住まいの安全だけを捉えても、耐震診断を受け、必要ならば補強を行い、家具の転倒防止対策、ブロック塀・石塀の点検、蟻害・腐朽のチェックなど事前にやるべきこと、できることはたくさんある。さらに、揺れの最中でもとっさの行動として身を守る術はある。住まいの安全ゾーンの確保である。上からモノが落ちてきたり、転倒物がない安全な空間を確保しておく、イザという時はそこに逃げ込む。

直後の行動は、災害の種類によって異なる。津波を伴う海溝型地震の場合は、一刻も早く高台へ避難しなければならない。都市においては地震の後の火災も心配である。電気復旧後の通電火災を防ぐためにも避難する時にはブレーカーを落とす。阪神・淡路大震災の教訓である。

的確な対応をとるためには過去の災害に学ぶ姿勢が大切である。しかし、災害は異なった顔を持って現れる。社会構造の変化によって、思ってもみなかった被害をもたらすのも災害なのだ。私たちは、常に賢く災害に立ち向かっていかなければならない。

大阪市立大学

特任教授・学長補佐 宮野道雄

家具の転倒防止対策はできていますか？

地震による負傷者の3～5割は家具等の転倒、落下、移動によるものが原因といわれています。背の高い家具が倒れてこないように、書棚や食器棚から中身が飛び出さないように、しっかり対策をしましょう！

家具の正しい設置

- 重いものは下段に収納し、倒れにくくする
- 前のめりより、なるべく後ろもたれ気味に置く
- 背の高い家具は、じゅうたんや畳の上に置かない

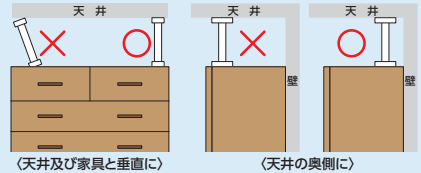
家具の固定例

- L字金具等での壁への固定
- ポール式と、ストッパー式またはマット式等の2種類以上の器具で上下から固定
- 食器棚等の扉が開かないよう扉解放防止器具の取り付け



ポール式の正しい取り付け方例

※家具の両端・奥に設置します。家具の下部にはストッパー式を使うなど、2種類以上の器具をできる限り併用しましょう。



詳しくは、大阪市危機管理室のホームページ (URL: <http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000439583.html>) や、住まい情報センター、各区役所等に設置している家具固定のパンフレットをご利用ください。

市内3カ所にある大阪市サービスカウンターで広報誌「あんじゅ」をはじめ、住宅関連パンフレットの配布等を行っています。

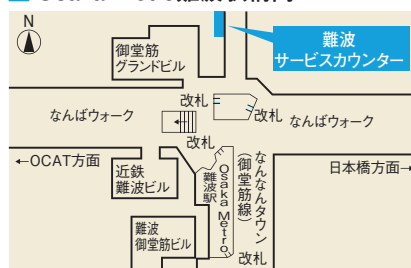
サービスカウンターの営業時間：平日／9時～19時 土・日・祝日／10時～19時 ※臨時休業する場合があります。

■ ディアモール大阪B1F



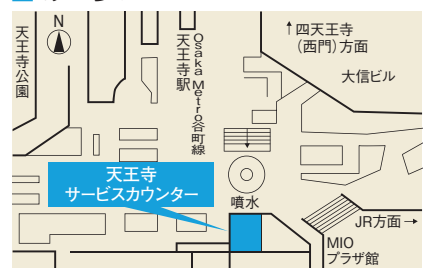
TEL: 06-6345-1103 FAX: 06-6345-0873

■ Osaka Metro難波駅構内B1F



TEL: 06-6211-0874 FAX: 06-6211-0869

■ あべちかB1F



TEL: 06-6773-0874 FAX: 06-6773-6600



住まいに関するご相談をお受けしています

相談専用電話: 06-6242-1177

・一般相談は住まい情報センター開館時間中お受けしています。

■住まいの一般相談(随時/窓口相談・電話相談)

公的賃貸住宅などの住まい探しをはじめ、住まいを購入するときや建てるときの一般的な注意点、分譲マンション管理に関する情報や大阪市を中心とした住宅施策などに関するご質問に、窓口又は電話で相談員が対応します。まず相談内容をお聴きして、問題点の整理・解決のために必要な知識や情報を提供します。英語、中国語、韓国・朝鮮語にも対応します(外国語対応は17時まで)。

■住まいの専門家相談(予約制/面接相談)(ご予約は30日前からお受けしています)

お申し込みに際しては、相談員が一般相談で内容をうかがってから予約します。日程が変更になる場合がありますので、ご確認ください。

専門家相談日時	内容	
住まいの法律	概ね毎週土曜日[10時~13時30分]	借家・借地・土地・建物・相続等に関する法律上の相談(弁護士)
住まいの資金計画	隔週土曜日[10時30分~12時]	住宅取得やローン返済、高齢期の住まいと暮らしに関する資金計画等(ファイナンシャルプランナー)
建築・リフォーム	隔週土曜日[10時~13時]	建築設計や施工上の問題・建築関係法令等(建築士)
分譲マンション(法律)	概ね月1回日曜日[13時~16時]	管理組合運営・管理規約等に関する法律上の相談(弁護士)
分譲マンション(管理一般)	概ね週1回木曜日[14時~18時]	管理組合運営・管理規約・長期修繕計画等に関する相談(マンション管理士)

●相談に関する秘密は厳守します。●係争中の案件や営利目的の相談、トラブルのあっせん・仲裁、賃貸住宅の経営に関する相談等、当センターで対応できかねるものは、他の相談機関等の情報を提供します。●専門家相談は、大阪府に在住、在勤または在学の方を対象とします。●専門分野ごとに年1回までとさせていただきます(分譲マンション(管理一般)を除く)。

■連携機関による定期相談

(公社)大阪府建築士会による建築相談…毎週日曜日 13時~16時(受付は当日の12時30分~15時30分 ※12時30分に相談を受ける順番の抽選があります)
近畿税理士会による税務相談(予約制)…毎週土曜日(但し、2・3月を除く) 13時~16時(TEL 06-6242-1177で予約受付)

■住まい・大阪に関するセミナーやイベントを開催しています

■大阪市での住まい探いをサポートします

大阪市内の公的賃貸住宅、UR都市機構の賃貸住宅の情報提供を行います。

■大阪くらしの今昔館(8階)

詳しくは本誌6~9ページをご参照ください。
※住まい情報センター(4階住情報プラザ)と開館日時が異なります。



■住情報プラザ(4階)

住まいに関するご相談の受付やさまざまな情報を提供しています。



■住まいのライブラリー(4階)

「住まい」や「大阪」に関する図書を集めたライブラリーがあります。図書の貸し出しも行っています。



住まい情報センター開館情報

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4-20 4階

■開館時間 平日・土曜 9時~19時 / 日曜・祝日 10時~17時
■休館日 火曜日(祝日の場合は翌日)、
祝日の翌日(日曜日、月曜日の場合を除く)、年末年始

10月~12月の休館日
10月2日、9日、16日、23日、30日
11月6日、13日、20日、24日、27日
12月4日、11日、18日、25日、29日~1月3日



●Osaka Metro谷町線・堺筋線、阪急電鉄「天神橋筋六丁目」駅3号出口より連絡
●JR環状線「天満」駅から商店街を北へ約650m

以下、広告です。広告に関する一切の責任は広告主に帰属します。「広告掲載」のお問い合わせは、大阪市立住まい情報センター TEL: 06-6242-1160

住宅ローンやカードローンの返済などの相談に、カウンセラーがおこたえます。

■カウンセリングサービス

毎週水曜日 午前10時~午後4時 相談無料
事前に予約が必要です。まずはお電話ください。

☎06-6942-1612

※通話料がかかります。

【こんな相談できます。】

- ◎ わたしの場合、いくら借りられるの?
- ◎ 出産や子育て、定年などを考えた住宅購入資金計画は?
- ◎ 返済がしんどいけど、どうすればいいの?
- ◎ わが家にあった返済方法や、返済を軽減する方法は?

知りたいことも、

お困りのことも。

なんでも、ご相談ください。

銀行とりひき相談所

一般社団法人大阪銀行協会 大阪市中央区谷町3丁目3番5号



詐欺にご注意!

●これってオレオレ詐欺?

●投資勧誘、未公開株など、うまい話は…?

銀行に関する知りたいことも、お困りのことも、お電話ください。

わたしたちは、ローンやクレジットの利用に関するご相談、預金の預入れや事業資金の借入れなど、銀行取引に関するさまざまな疑問にお答えしています。

☎06-6942-1612 相談無料

【受付】月曜日~金曜日(祝日および銀行の休業日を除く)
午前9時~午後5時(通話料がかかります)